

## 第6次神戸市基本計画紹介動画の企画・制作業務 委託仕様書

### 1. 業務名

第6次神戸市基本計画紹介動画の企画・制作業務

### 2. 業務の背景・目的

#### (1) 背景

- 本市の「総合基本計画（基本構想・基本計画・実施計画）」がいずれも令和7年度に計画終期を迎えるため、令和5年度から『新たな総合基本計画策定プロジェクト』に着手。
- 全国的に人口減少や少子・高齢化が進む中、未来にわたり持続可能なまちづくりを進めていくためには、市民と行政が目指すべき神戸の姿や方向性を明確にし、長期的な視点をもって、ともに運営していくことが求められる。
- そのため、新たな総合基本計画の策定を市民の市政参画への機運醸成の機会とし、第6次神戸市基本計画（以下、「次期基本計画」という）の策定にあたっては、たたき台を使用したワークショップ等の取組みを通じて、総勢5万人を超える市民・関係者から、幅広い意見を収集した。
- 市民等から収集した多数の意見や想いを反映した次期基本計画は令和7年度末に完成する予定であるが、市民とともに策定した取組みを一過性のものとすることなく、策定後もまちへの関心、市政への参画機運・シビックプライド醸成をはかるための取組みを進めていく予定。

#### (2) 目的

- 次期基本計画策定にかかる市民参画の取組の振り返りとともに、今後も神戸市は市民とともにまちづくりを進めていくことをアピールし、市政への期待感や参画意識の向上、さらにはシビックプライドの醸成に繋げる。加えて、次期基本計画の周知・浸透を図る。

### 3. 業務内容

- 次期基本計画の策定にあたり市民等の声を広範に集めて反映したプロセスおよび計画の概要を紹介する動画を制作する。
- 多くの市民・関係者の想いが次期基本計画をつくったというストーリー性と、今後も神戸は市民とともにまちづくりを行っていく、というメッセージが伝わる構成とすること。
- 単なる情報提供にとどまらず、市民の参画意識や未来への期待感、シビックプライドを高める演出を盛り込むこと。
- 新たな総合基本計画の策定にあたり作成した既存動画（「神戸市基本構想説明動画」、「10年後の神戸」）のイメージや方向性から著しく逸脱しないこと。
- 制作にあたっては、隨時本市との打ち合わせを行い、双方でイメージや方向性を確認・共有しながら進めること。なお、重要な制作工程においては、事前に本市

の承認を得たうえで次工程に進むこと。

- ・ 神戸市から、動画内で使用可能な素材として下記のデータを提供する。
  - ① 写真（ワークショップにて撮影した写真、「みんなで神戸コンテスト」作品）  
約 1,000 枚
  - ② ワークショップにて意見聴取に使用した付箋  
約 1,000 枚
  - ③ 「10 年後の都市像」を朗読した音声データ  
約 3 分（mp3 形式）

#### 4. 動画の仕様

##### （1） 内容

- ・ 3. 業務内容 に記載のとおりの成果物とする。
- ・ 動画の向きは横型とする。
- ・ 放映場所は、個人のスマートフォン・パソコンのデスクトップのほか、市中の大型モニターとする。

##### （2） 長さ

3 分程度

##### （3） 音声等

- ・ 必要に応じてアナウンスの音声を挿入すること。ただし、AI 音声は不可とする。
- ・ 必要に応じて、音声および映像と調和する効果的な音響を使用すること。

##### （4） 字幕

- ・ 必要に応じて、内容を補助、効果を最大化するための字幕を挿入すること。

##### （5） チェックバック

- ・ イメージやメッセージ性等を正確に成果物に反映できるよう、市からの要望に応じたチェックバックを複数回想定すること。

#### 5. 納品日および契約期間

##### （1） 納品日

令和 8 年 3 月 31 日（火曜）

##### （2） 契約期間

契約締結日から、令和 8 年 3 月 31 日（火曜）まで

#### 6. 成果物

動画電子データ

#### 7. 納品場所

神戸市企画調整局政策課（神戸市役所 1 号館 12 階）

#### 8. その他留意事項

##### （1） 再委託について

- ・ 原則として、本業務の全部又は一部を第三者に再委託してはならない。ただし、事

前に書面にて報告し、本市の承諾を得たときはこの限りではない。

#### **(2) 著作権の帰属**

- ・成果物の著作権（著作権法第 27 条及び第 28 条に規定する権利を含む。）は、本契約の目的物の本市への引渡しにより、神戸市に移転する。著作権の譲渡に係る費用については見積りに含めること。
- ・必要性や不代替性その他の理由により第三者の利用許諾の元に使用する著作物がある場合には、受注者は見積り時に具体的な使用目的や使用方法等の詳細を明らかにすること。なお、申し出があった場合でも、第三者の著作権の使用を許諾するかどうかは神戸市の裁量による。

#### **(3) 市から提供する素材の取り扱い**

- ・本業務のために市が提供した写真、付箋、音声等のすべての素材は、本業務においてのみ使用し、他の目的で使用、又は他のものに提供してはならない。
- ・市が提供した素材データのすべては、本業務終了後すみやかに破棄すること。

#### **(4) 秘密の遵守**

- ・受託者は、本業務により知り得た情報等を本業務においてのみ使用することとし、これらを他の目的に使用し、又は他のものに漏洩してはならない。
- ・本業務の契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

#### **(5) 記載外事項**

- ・本仕様書に定めのない事項又は本仕様書について疑義の生じた事項については、本市と受託者とが協議して定めるものとする。定めのない事項にあっても、社会通念上必要と思われるものについては本業務とする。

#### **(6) 第三者の権利侵害**

- ・受託者は、納品する成果物について、第三者の商標権、肖像権、著作権、その他の諸権利を侵害するものではないことを保証することとし、成果物について第三者の権利を侵害していた場合に生じる問題の一切の責任は、受託者が負うものとする。

#### **(7) 情報セキュリティ**

- ・業務の遂行にあたっては、本市の「神戸市情報セキュリティポリシー」及び「情報セキュリティ遵守事項」を遵守すること。
- ・なお、「神戸市情報セキュリティポリシー」及び「情報セキュリティ遵守特記事項」については、以下のホームページを参照すること。

<<https://www.city.kobe.lg.jp/a06814/shise/jore/youkou/0400/policy.html>>

#### **(8) 撮影等の中止**

- ・本市都合で予定されていた撮影等が中止を決定した場合、本市は受託者に撮影を中止する旨を速やかに連絡する。
- ・受託者は撮影の中止の連絡を受けるまでに発生した費用等について、本市に請求することができる。